平成２１年（フ）第９７１号
岡山市北区京橋南町５番11号　ムサシノ京橋南マンション６階Ｄ号室
債務者　上森　繁子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１１７号
神奈川県高座郡寒川町小動986番地11
債務者　大髙つや子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１７１号
横浜市港南区港南３丁目４番19―101号
債務者　新田　久美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１９０号
横浜市神奈川区白幡西町10番５号　添田ハイツ202号
債務者　田邉　真敬
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１９７号
横浜市戸塚区汲沢３丁目34番５号
債務者　大瀬　維作
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１９８号
横浜市戸塚区汲沢３丁目34番５号
債務者　大瀬　文江
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２７号
横浜市都筑区仲町台１丁目24番４―302号
債務者　佐藤留利子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３８号
横浜市磯子区西町12番22―511号
債務者　田中　　清
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５１号
横浜市南区東蒔田町９番地２　ハイム西山102
債務者　高嶋　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５６号
神奈川県海老名市国分寺台２丁目４番12―102号
債務者　長濱　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２７８号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目13番４号　ラフォーレ湘南ⅡＥ―１号
債務者　長岡　義信
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９８号
横浜市瀬谷区相沢１丁目15番地５　パレスワン106
債務者　吉野　昭夫
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０１号
神奈川県藤沢市高谷１番21―101号
債務者　吉田　　忍（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３１４号
横浜市青葉区美しが丘４丁目54番地１　第１飯島荘101
債務者　原村なおみ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３４号
横浜市鶴見区朝日町２丁目89番地　パークハイツ鶴見Ｂ―528号
債務者　岡本　　愛
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６号
長野県小諸市大字御影新田2121番地65　県営住宅池の前団地54―112
債務者　小林　佳波
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部